

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 老健局老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件等について
計9枚（本紙を除く）

Vol.605

平成29年9月28日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3948、3949)
FAX：03-3595-4010

事 務 連 絡

平成29年9月28日

各 都道府県 介護保険主管部（局）御中
市 町 村

厚生労働省老健局老人保健課

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件等について

日頃より、介護保険行政に適正な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

先日、別添官報のとおり、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成29年厚生労働省告示第60号）等を公布したところですが、その中に一部誤りがあり、6月8日付官報において修正を行っております。

都道府県又は市町村におかれましては、管下の事業所等への周知をお願い申し上げます。

記

修正内容 別紙のとおり

以 上

○指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）（抄）【平成二十九年四月一日施行】
 （修正点は下線部）

修正前	修正後
<p>別表</p> <p>1～6（略）</p> <p>7 介護予防通所リハビリテーション費（1月につき） <u>イ～ニ</u>（略） <u>ホ</u> 介護職員処遇改善加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算(I) イからトまでにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数 (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからトまでにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数 (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからトまでにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数 (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数 (5) 介護職員処遇改善加算(V) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p> <p>8 介護予防短期入所生活介護費（1日につき） <u>イ～ト</u>（略） <u>チ</u> 介護職員処遇改善加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金</p>	<p>別表</p> <p>1～6（略）</p> <p>7 介護予防通所リハビリテーション費（1月につき） <u>イ～ト</u>（略） <u>チ</u> 介護職員処遇改善加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算(I) イからトまでにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数 (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからトまでにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数 (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからトまでにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数 (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数 (5) 介護職員処遇改善加算(V) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p> <p>8 介護予防短期入所生活介護費（1日につき） <u>イ～ニ</u>（略） <u>ホ</u> 介護職員処遇改善加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金</p>

の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからニまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからニまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからニまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(V) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

9～11 (略)

の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからニまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからニまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからニまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(V) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

9～11 (略)

○厚生労働省告示第六十五号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号)、指定施設サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十一号)、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第二百二十六号)、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号)及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第二百二十八号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準(平成二十七年厚生労働省告示第九十五号)の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第四号イ(7)に次のように加える。

イ 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。

ロ 第四号ニ中「介護職員処遇改善加算(ロ)」を「介護職員処遇改善加算(イ)」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「介護職員処遇改善加算(ロ)」を「介護職員処遇改善加算(イ)」に、「ロ(2)又は(3)」を「ハ(2)又は(3)」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「介護職員処遇改善加算(ロ)」を「介護職員処遇改善加算(イ)」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

イ(1)から(6)まで、(7)から(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

第四十八号イ(7)に次のように加える。

イ 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。

ロ 第四十八号ニ中「介護職員処遇改善加算(ロ)」を「介護職員処遇改善加算(イ)」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「介護職員処遇改善加算(ロ)」を「介護職員処遇改善加算(イ)」に、「ロ(2)又は(3)」を「ハ(2)又は(3)」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「介護職員処遇改善加算(ロ)」を「介護職員処遇改善加算(イ)」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

イ(1)から(6)まで、(7)から(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

